

障害幼児の就学先決定に向けた支援体制に関する研究

—— 教育委員会の運営する支援教室との関係から ——

佐藤 麗奈*¹・今枝 史雄*²・菅野 敦*³

教育実践研究支援センター

(2017年9月26日受理)

1. はじめに

1. 1 障害幼児の就学にかかわる制度の変化

2013年8月の学校教育法施行令改正により、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みが改められた。従来の就学制度は、障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学し、適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者のみ市町村の設置する小学校等へ就学できるという認定就学者制度であった。しかし改正後は、障害のある児童生徒等は原則市町村の設置する小学校等に就学し、市町村教育委員会が障害の状態や教育上必要な支援、体制等の事情を勘案して適当と認める場合特別支援学校へ就学するという認定特別支援学校就学者制度となった。この法改正は、2006年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた改正として位置づいており、同条約24条において示されている「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」の構築を指向するものの一つである。これについては、学校教育法施行令改正に先立ち、2011年8月に障害者基本法の一部改正が行われている。同法第16条第1項では、障害者の教育について、その能力に応じ、かつ特性を踏まえて教育が受けられるように、可能な限り障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮することが文言に加えられた。さらに、第2項として障害のある児童生徒等とその保護者に十分な情報提供をすること、可能な限り意向を尊重しなければいけないこと、等の規定が整備された。この障害者基本法第16条第1項と第2項は、新しい障害のある児童生徒等の

就学相談・就学先決定の仕組みの前提となる法規定とされている(丹野, 2016)²⁰⁾。この法改正と並行して、中央教育審議会初等中等教育分科会(以下、中教審)では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が取りまとめられた³⁾。この報告では、就学先決定の仕組みについて「(省略)従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」とされた(中央教育審議会初等中等教育分科会, 2012)³⁾。これを踏まえて上述のように学校教育法施行令が改正されている。就学先決定にかかる手続きの変化を図1に示す。

この大きな法改正に伴い、就学手続きに関わる関係者が、改正の趣旨を十分に理解し、円滑に障害のある児童生徒等の就学手続きを行えるようにするために、文部科学省は2013年に「教育支援資料」を取りまとめ、公開している(文部科学省, 2013)¹³⁾。「教育支援資料」では、就学相談・就学先決定のモデルプロセス(以下、就学先決定プロセス)として①関係者の心構えと関係者に求められること、②検討に向けた準備、③就学先の検討、④就学先の決定、⑤「学びの場」の柔軟な見直し、⑥教育相談体制の整備が示されている(文部科学省, 2013)¹³⁾。この就学先決定プロセスには、検討に向けた準備から「学びの場」の柔軟な見直しまでの就学手続きに加えて、関係者の心構えというソフト面と教育相談体制の整備というハード面

*1 東京学芸大学大学院 教育学研究科

*2 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科

*3 東京学芸大学 教育実践研究支援センター (184-8501 小金井市貫井北町4-4-1)

の就学先決定における環境についても記されている。
①関係者の心構えと関係者に求められることを除く各項目に記されている内容の例を表1に表す。

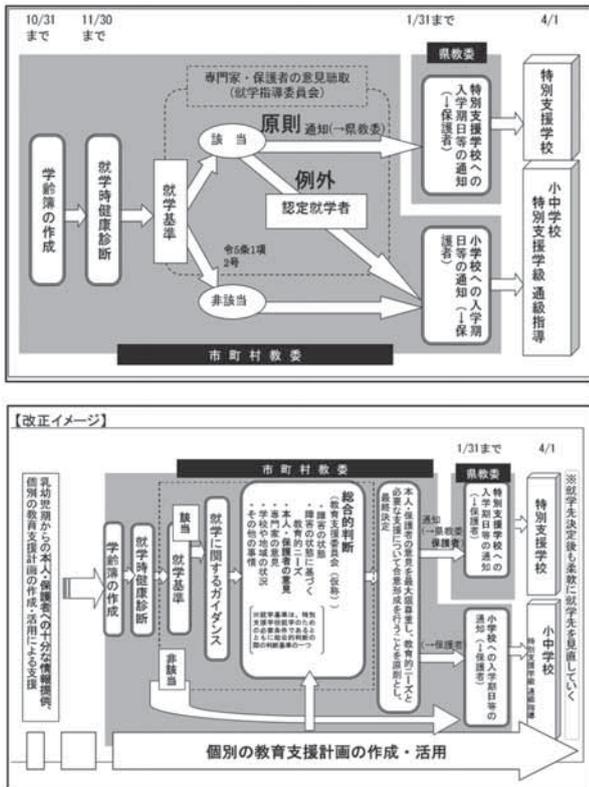


図1 改正前(上)と改正後(下)の就学先決定の手続き
(中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)より引用)

表1 就学先決定プロセス

プロセス	内容
検討に向けた準備	保護者への事前の情報提供, 特別な支援が必要な幼児の把握, 就学に関するガイダンス
就学先の検討	保護者面談, 子供に関する情報の収集, 学校見学や体験入学, 教育的ニーズ等の検討, 個別的教育支援計画等の作成
就学先の決定	市町村教育委員会による就学先の決定, 通知の発出
「学びの場」の柔軟な見直し等	継続的な教育相談の実施, 就学先の検討・変更
教育相談体制の整備	教育相談体制の整備, 早期からの支援体制の充実

(文部科学省(2013)を参考に筆者が作成)

1. 2 就学先決定に関わる教育機関による障害幼児への早期支援

新しい就学制度での就学先決定に際して, 文部科学省(2013)では, 障害のある子供の教育に当たって, 一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要としており, 就学先の決定においては早期からの相談が重要としている¹³⁾。また, 中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)においても, 早期からの継続し

た教育相談・支援を行うことにより, 本人・保護者に十分な情報提供をするとともに, 幼稚園等における教育的ニーズと必要な支援の共通理解ができ, 保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげること, 本人・保護者と市町村教育委員会, 学校等が合意形成を図っていくことが重要としている³⁾。このような早期からの継続した教育相談・支援の場として, 小林ら(2001)は, 早期からの「ことばの教室」を挙げており, 障害にとどまらない相談の場や安心する場として保護者に位置づいていたことを明らかにしている¹⁰⁾。平澤(2011)は, 市区町村教育委員会が, 地域の保育所や幼稚園に在籍する発達障害のある幼児を対象とした, 幼児ことばの教室などの発達支援のための教室(以下, 支援教室)が, 教育の場にあることで利用しやすく, 保護者や保育者の見通しを促進し, 気づきから支援へ, そして就学へとつなぐ土台づくりに資する働きがあることを述べている⁴⁾。さらに, 金曾ら(2006)は, 乳幼児期の「ことばの教室」担当者が相談の流れの中で保護者に小学校の見学を進める際にも, 小学校の担当者を知っているために紹介しやすいことや小学校の特殊学級(現特別支援学級)担当者も担当児の幼児期の情報を知ることができ, 幼児期の療育から一貫した連続性のある指導を行えるとしている⁸⁾。他にも支援教室が教育委員会による支援であることから, 特に幼・小の担当者が一つの教室にいることで, 学校へのスムーズな入学につながる準備体制づくりに関わる(高畑, 2017)¹⁸⁾, 幼児期と学齢期の支援に一貫性をもたせることが可能となる(笹森ら, 2010)¹⁷⁾等がいわれている。このことから, 支援教室は, 早期から継続した相談・支援を提供する場として位置づいており, さらに教育委員会による支援であることも乗じてスムーズな就学につながる働きがあると考えられる。早期からの教育相談・支援の場として支援教室を考えていく場合, 小林ら(2001)は, 支援教室もその地域ですでに機能している早期療育システムの一翼を担うことになるため, 地域の早期療育システムを明らかにしなくてはならないことを指摘している¹⁰⁾。地域の早期療育システムの取り組みとしては, 保健機関(保健所, 保健センター等), 福祉機関(児童相談所, 子育て支援センター, 児童発達支援等), 医療機関(病院等)に加え, 幼稚園, 保育所, 認定こども園等の幼児に関わる施設等があげられる。地域の障害幼児への早期支援システム(小林ら(2001)でいう早期療育システム¹⁰⁾)について税田(2012)は, 支援の在り方は各自治体の方針や利用可能な社会資源の有無などによりさまざまで, 各地の取り組みはまだ試

行錯誤の段階にあると指摘している¹⁶⁾。実際に、未就学児の早期支援システムとしては、教育支援の早期化の試みの他にも母子保健から療育、そして教育へと支援をつなぐ試み(税田, 2012)¹⁶⁾や、児童発達支援センターが中心となって教育機関に障害幼児をつなぐ試み(宮田, 2015)¹¹⁾などが見られる。このように様々な機関が関わり合って障害幼児への早期支援システムが構築されている中で、渥美ら(2010)は、早期からの相談・支援について、一貫性があり効率的で、発達障害のある子供や保護者にとって利便性の高い支援の方策を考えていく必要がある、各市町村は関係諸機関の連携体制・ネットワークを有効に機能するように整備する必要があると述べている²⁾。関係機関との連携の必要性に対しては、早期支援システムの出口と考えられている義務教育就学(竹之内ら, 2016)¹⁹⁾においても例外ではない。文部科学省(2013)では、就学先決定において、各関係機関が相互に密接な連携をとることが必要としており、就学先決定プロセスでも「検討に向けた準備」「就学先の検討」「教育相談体制の整備」等いくつかの項目に関係機関との連携に関わる文言が明記されている¹³⁾。さらに、各関係機関の連携が取れていない状態では、保護者に対して、相談先が分からない、子どもの教育的ニーズを誤解してしまう、知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に向く負担感が生じる、とされており、結果的に適切な教育や必要な支援を十分に享受できない可能性が出てくることを指摘している(文部科学省, 2013)¹³⁾。就学時における関係機関との連携については、平澤(2011)も、障害のある子供の就学をスムーズにするた

めには、幼児や保護者が必要とする支援に関する情報を地域の園や学校、教育・福祉・地域保健行政の担当者と共有する必要があるとしている⁴⁾。そして、この各機関をつなぐ役割が期待できる取り組みとしても、上述にある支援教室が挙げられる(平澤, 2011)⁴⁾。これについては笹森ら(2010)も、多くの支援教室が地域の幼稚園・保育所との連携や保護者へ啓発を行っており、乳幼児健診への職員派遣等、地域の母子保健や医療とも連携しながら、地域における支援システムの一員として機能している状況がうかがえるとしている¹⁷⁾。

以上のことから、新しい就学制度において就学先決定を行う上で必要とされる早期からの教育相談・支援やそれに伴う関係機関との連携において市町村教育委員会が実施する支援教室の有効性が考えられる。次に、早期からの支援を充実させるために文部科学省が行った取り組みである「発達障害早期総合支援モデル事業」について述べる。

1. 3 発達障害早期総合支援モデル事業について

支援教室を含む障害幼児への早期支援については、発達障害者支援法で、発達障害の早期発見・早期支援を行うことが国及び地方公共団体の責務として明記されたことをうけ、現在まで継続して体制を整える取り組みが行われてきた。

これまでに行われた取り組みを見ると、文部科学省が2007年度から2009年度にかけて実施した「発達障害早期総合支援モデル事業」(以下、モデル事業)がある。本事業は、応募により決定した27地域を指定地域とし、早期からの総合的な支援の在り方について

表2 2007年度モデル事業指定地域(右)と2008年度モデル事業指定地域(左)

(文部科学省(2008)より引用)

No.	都道府県	地域名
1	茨城県	水戸市
2	栃木県	栃木市
3	栃木県	小田原市
4	群馬県	前橋市
5	山梨県	山梨県(山梨市、笛吹市、甲州市)
6	長野県	長野県(塩尻市)
7	滋賀県	日野市
8	京都府	福知山市
9	大阪府	大阪府(豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市)
10	奈良県	奈良市
11	鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山町)
12	島根県	島根県(松江市)
13	岡山県	笠岡市
14	山口県	山口県(宇部市、萩市)
15	徳島県	徳島市
16	福岡県	久留米市
17	福岡県	前原市

No.	都道府県	地域名
1	秋田県	秋田県(横手市)
2	群馬県	桐生市
3	群馬県	藤岡市
4	群馬県	昭和村
5	長野県	駒ヶ根市
6	長野県	池田町
7	大阪府	大阪府(河内長野市、岸和田市)
8	愛媛県	新居浜市
9	福岡県	芦屋町
10	鹿児島県	鹿児島県(霧島市)

教育委員会及び教育関係機関を主体に実践的な研究を行ったものである。対象となった27地域を表2に表す。なお、地域名に府県名がある地域は、府県と括弧内の市町が合同で事業を実施した地域である。モデル事業の趣旨は、発達障害者支援法に明記された発達障害者への早期発見・早期支援の取り組みを行うため、教育委員会及び教育関係機関が、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、発達障害の早期発見並びに発達障害のある幼児及びその保護者に対する相談、指導、助言等の早期支援を行うことによって、早期からの総合的な支援の在り方について実践的な研究を実施し、もって、全国の自治体への情報発信を行うもの、とされている(文部科学省, 2008)¹²⁾。「発達障害早期総合支援モデル事業実施要綱」によると、事業の内容として①早期総合支援モデル地域協議会の設置、②相談・指導教室の設置、③教育相談会・講演会の開催、④早期発見・早期支援に関する研究、⑤学校等への円滑な移行方法の工夫、⑥関連事業等との連携、が挙げられている(文部科学省, 2008)¹²⁾。各指定地域は、6項目についてそれぞれ独自の取り組みを行い、1年もしくは2年の事業終了時に研究結果を報告書にまとめている。事業内容の中に②相談・指導教室の設置を組み込んでいるように、多くの自治体で通級指導教室幼稚園において個別の支援を実施しており、通級指導教室の中で相談活動を行うことで相談機会を広げた、などの報告もあった(石塚, 2011)⁷⁾。以上のことから、モデル事業指定地域では、他の地域よりも早い段階から早期支援体制を築いてきており、支援教室等も行ってきたと考えられる。しかし、モデル事業での取り組みに関しては、事業終了時に提出されている報告書の他に、一部地域が実践報告を行っているもの、多くの地域はその後の取り組みや成果等を報告していない。そのため、現在の障害幼児への支援体制は明らかになっていない地域が多い。

1. 4 問題提起と研究目的

2013年の学校教育法施行令改正により、就学制度が改められ、各自治体は新しい就学先決定の仕組みに対応した取り組みを行うことが求められている。しかし、現在の就学制度の中で各自治体の就学先決定に関わる取り組みの実態を調査した研究は見られない。また、障害幼児のスムーズな就学には、早期支援に関わる機能として支援教室の有効性が考えられる(平澤, 2011; 小林ら, 2001; 笹森ら, 2010)^{4) 10) 17)}。支援教室に関する先行研究では、その取り組みに関する報告や実態、支援教室が発達障害のある子供や保護者にも

たらず効果を実証した研究があるものの(平澤, 2011; 平澤ら, 2010; 笹森ら, 2010)^{4) 5) 17)}、就学先決定に向けた支援体制という視点から支援教室の有効性を検証した研究は見られない。障害幼児への早期支援を行う場であるとともに教育委員会が実施している支援教室は、先行研究で実証されている子供や保護者への効果(平澤, 2011)⁴⁾だけでなく、幼児期から学齢期にかけて子供の情報を引き継ぎ・共有する機能や関係機関と連携するための機能としても働いていると考えられる。そのため、支援教室の有無が就学先決定に向けた取り組みや関係機関との連携にどのような影響を与えているかを検討する必要がある。

日本における支援教室の実施は、法的根拠がない現状において、地方公共団体の範疇で充実させることは難しいとされている(平澤, 2011)⁴⁾。実際に、平澤ら(2010)では、全国の市区町村教育委員会1,842カ所に行った調査(回収率77%)の中で、幼稚園に支援教室を設置している教育委員会は全体の3%、小学校に設置している教育委員会は全体の17%であった⁵⁾。また、笹森ら(2010)では、全国の難聴、言語障害学級と通級指導教室を設置している小学校や幼稚園などに対する質問紙調査を行っており(回収率59.4%)、回答した1,299機関のうち幼児を指導しているのは400機関(31%)であったと報告している¹⁷⁾。

そこで、本研究では、就学先決定に向けた支援体制を検討するために、全国的にみても先進的かつ同時期から障害幼児への早期支援に取り組んできていると考えられるモデル事業指定地域の教育委員会を対象として、支援教室の実施有無と就学先決定に向けた取り組み及び関係機関との連携状況との関係を明らかにすることを目的とする。なお、本研究においては、教育委員会が幼児を対象に指導を行う教室を支援教室とする。就学先決定に向けた取り組みにおいては、支援教室が早期からの教育相談・支援の場として働くことや教育委員会が実施している取り組みであることから、就学期以前から保護者へ情報提供を行えることや個別の教育支援計画などの引き継ぎ資料の作成・活用を行いやすいことが考えられる。また、関係機関との連携については、先行研究(平澤, 2011, 笹森ら, 2010)^{4) 17)}にもあるように、支援教室が関係機関と連携するための機能として働くと考えられ、支援教室を実施している教育委員会の方が多くの機関と連携していることが予想される。

2. 方法

2. 1 調査対象

2007年度～2009年度にかけて文部科学省が実施した「発達障害早期総合支援モデル事業」で指定を受けた18府県40市町の教育委員会40カ所を対象とした。

2. 2 調査期間・方法

調査期間は2016年11月であった。調査方法は郵送による質問紙の送付, 回収により行った。

2. 3 調査項目

分析対象となる教育委員会における支援教室の実施状況, 就学先決定に向けた体制の整備状況, 関係機関との連携状況について調査を行った。

2. 3. 1 支援教室の実施状況

「発達障害早期総合支援モデル事業実施要綱」(文部科学省, 2008)¹²⁾を参考に, ①早期からの教育相談・支援の実施有無②支援教室の実施状況の2項目を作成した。さらに, ②支援教室の実施状況については, 「対象としている幼児の年齢段階」, 「年齢段階別の対象児数」, 「支援教室への紹介元」について質問した。回答は, 選択肢及び記述であった。

2. 3. 2 就学先決定に向けた取り組み

「教育支援資料」(文部科学省, 2013)¹³⁾の就学先決定プロセスを参考に, ①情報提供のための取り組み②合意形成を図るために行っていること③子どものニーズを把握するために行っていること④意見が一致しない場合の対応の4項目とした。回答は, 調査項目①のみ選択肢, その他は自由記述である。

2. 3. 3 関係機関との連携状況

関係機関(幼児施設, 保健機関, 福祉機関, 医療機関)との連携や共通理解の方法について自由記述による回答を求めた。

2. 4 回収状況

回答が得られたのは40カ所の教育委員会のうち, 13カ所(回収率32.5%)であった。

2. 5 分析の手続き

2. 5. 1 支援教室の実施状況

調査項目①で, 「教育相談」「巡回相談」「支援教室」の実施有無を聞き, 「支援教室」を選択している場合

を支援教室実施あり群(以下, 実施あり群), 選択していない場合を支援教室実施なし群(以下, 実施なし群)として分類した。また, 調査項目②の「対象としている幼児の年齢段階」, 「年齢段階別の対象児数」は選択及び記述, 「支援教室への紹介元」は, 選択している項目で分析した。

2. 5. 2 支援教室の実施有無と就学先決定に向けた取り組みとの関係

文部科学省(2013)¹³⁾から就学先決定に向けた取り組みを抽出し, 項目を作成した。作成した項目を表3に表す。

表3 就学先決定に向けた取り組みの抽出項目

検討に向けた準備
◇啓発資料の活用
◇早期からの教育相談
◇就学に関するガイダンス
就学先の検討
◇これまでの教育及び支援機関からの情報収集
◇行動場面の観察
◇学校見学
◇体験入学
◇保護者からの意見聴取
◇専門家からの意見聴取
◇本人・保護者、教育委員会、学校での三者協議
◇合意形成に至らなかった場合の対応
◇個別の教育支援計画等(引継ぎ資料)の作成
「学びの場」の柔軟な見直し等
◇個別の教育支援計画等を通じた支援会議の継続
◇継続的な教育相談を行う場の設置
教育相談体制の整備
◇地域における協議会等の設置

抽出・作成した項目を基に, 調査項目①は該当項目を選択している場合, 自由記述は抽出項目をキーワードとして記述があった場合「実施あり」として分類した。大項目ごと(「検討に向けた準備」, 「就学先の検討」, 「「学びの場」の柔軟な見直し等」, 「教育相談体制の整備」)に平均実施率を算出し, 実施あり群と実施なし群の結果を比較した。また, 各小項目について, 実施あり群と実施なし群の取り組みの実施率を比較した。

2. 5. 3 支援教室の実施有無と関係機関との連携の関係

関係機関との連携有無については, 幼児施設(幼稚園・保育所・認定こども園), 保健機関, 福祉機関, 医療機関それぞれに対して何らかの連携方法を記述している場合を「連携している」として①教育委員会1カ所あたりの連携機関数, ②機関種別の連携有無について分析した。

3. 結果

3. 1 支援教室の実施状況

各教育委員会の支援教室の実施有無を図2に示す。

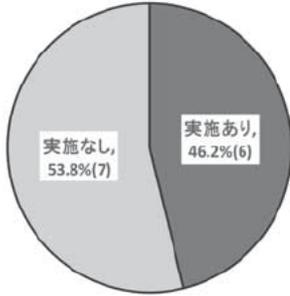


図2 支援教室の実施有無 (N=13)

支援教室を実施している教育委員会（実施あり群）は6カ所（46.2%）、実施していない教育委員会（実施なし群）は7カ所（53.8%）であった。

実施あり群のうち、各教育委員会の支援教室が対象としている幼児の年齢段階を図3に示す。

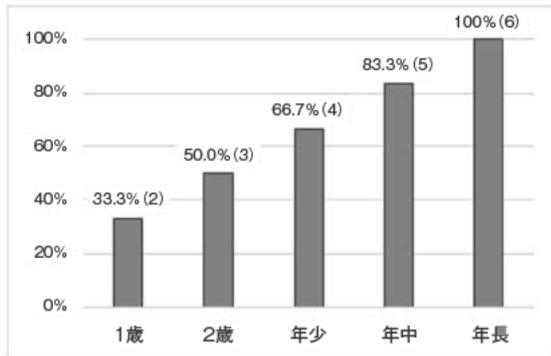


図3 対象としている幼児の年齢段階 (N=6)

1歳児を対象としている教育委員会は2カ所（33.3%）、2歳児を対象としている教育委員会は3カ所（50%）、年少児を対象としている教育委員会は4カ所（66.7%）、年中児を対象としている教育委員会は5カ所（83.3%）、年長児については全ての教育委員会が対象としていた。

次に、支援教室の年齢段階別の平均対象児数を表4に表す。

表4 支援教室の年齢段階別の平均対象児数

対象児	2歳 (N=2)	年少 (N=3)	年中 (N=4)	年長 (N=5)
平均対象児数 (名)	50	28.7	108	124.2

なお、1歳児については、支援教室の対象としている教育委員会2カ所とも対象児数の記述がなかったため、

結果なしとしている。また、6カ所のうち1カ所の教育委員会が2歳児以降を支援教室の対象としていたものの、年齢段階別の対象児数についての記述がなかったため、2歳児は2カ所、年少児は3カ所、年中児は4カ所、年長児は5カ所での平均対象児数である。各年齢段階別の平均対象児数は、2歳児は50名、年少児は28.7名、年中児は108名、年長児124.2名であった。

次に、支援教室への紹介元を図4に示す。なお、「支援教室への紹介元」に回答のあった教育委員会は6カ所中5カ所だったため、5カ所の結果を示す。

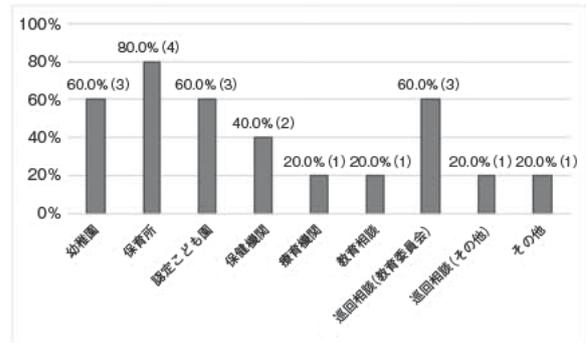


図4 支援教室の紹介元 (N=5)

紹介元に幼児施設と回答した教育委員会は4カ所（60.0%）、保健機関は2カ所（40.0%）、療育機関は1カ所（20.0%）、教育委員会以外の機関の巡回相談は1カ所（20.0%）であった。また、教育相談や教育委員会による巡回相談からの紹介で指導に至ると回答した教育委員会も3カ所（60.0%）であった。

3. 2 支援教室の実施有無と就学先決定に向けた取り組みとの関係

算出した就学先決定に向けた取り組みの大項目について平均実施率の比較を表5に表す。

表5 就学先決定に向けた取り組みの大項目の平均実施率

	検討に向けた準備	就学先の検討	「学びの場」見直し等	教育相談体制
実施あり群 (N=6)	94.4%	63.3%	8.3%	83.3%
実施なし群 (N=7)	76.2%	45.7%	14.3%	85.7%

「検討に向けた準備」、「就学先の検討」の項目で、実施あり群の平均実施率が20%近く高かった。「「学びの場」の見直し等」、「教育相談体制」では、実施なし群の平均実施率が高かった。

次に、就学先決定に向けた取り組みの実施率の実施あり群と実施なし群の比較を図5に示す。

両群の結果をみると、「保護者からの意見聴取」、「都道府県教育委員会等第三者の活用」、「個別的教育支援計画等を通した支援会議の継続」、「地域における協議会

等の設置」を除いた項目で、実施あり群の実施率が高かった。また、最も実施あり群と実施なし群の差が大きかった項目は「個別の教育支援計画等（引き継ぎ資料）の作成」であり、42.9%の差だった。「保護者からの意見聴取」については、全ての教育委員会に実施の記述があった。一方で、「都道府県教育委員会等第三者の活用」について記述した教育委員会は見られなかった。また、「一定期間の体験入学と再検討」、「個別の教育支援計画等を通じた支援会議の継続」「継続的な教育相談を行う場の設置」についても、両群それぞれ記述のあった教育委員会は1カ所以下（20%以下）であった。

3.3 支援教室の実施有無と関係機関との連携の関係

1カ所の教育委員会が幼児施設、保健機関、福祉機関、医療機関の中で「連携している」と回答した連携機関数についての実施あり群と実施なし群の比較を図6に示す。

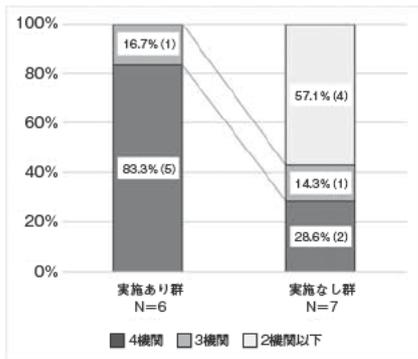


図6 実施あり群と実施なし群の1教育委員会あたりの連携機関数の比較

実施あり群では、6カ所中5カ所（83.3%）の教育委員会が4機関全てと連携していた。一方、実施なし群では、4機関全てと連携していると回答した教育委員会は2カ所（28.6%）であり、連携機関数が2機関以下の教育委員会が4カ所（57.4%）と半数を占めていた。連携機関数が2機関以下の教育委員会には、連携機関数が0機関という教育委員会も1カ所あった。

次に、機関種別の連携有無について実施あり群と実施なし群の比較を図7に示す。

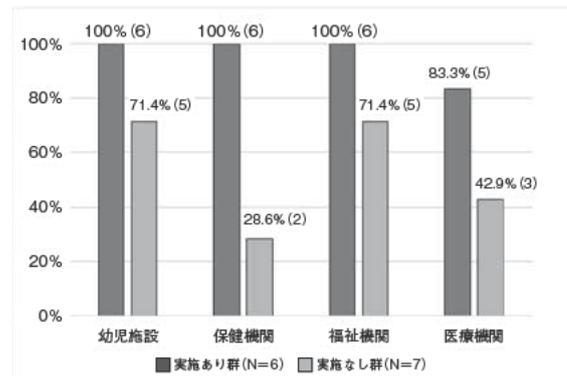


図7 実施あり群と実施なし群の機関種別の連携有無の比較

実施あり群では、幼児施設、保健機関、福祉機関と全ての教育委員会が連携していた。医療機関においては5カ所中4カ所（83.3%）の教育委員会が連携していた。実施なし群では、幼児施設及び福祉機関とは7カ所中5カ所（71.4%）が連携していた。一方で、保健機関とは7カ所中2カ所（28.6%）、医療機関とは7カ所中3カ所（42.9%）の教育委員会が連携していた。

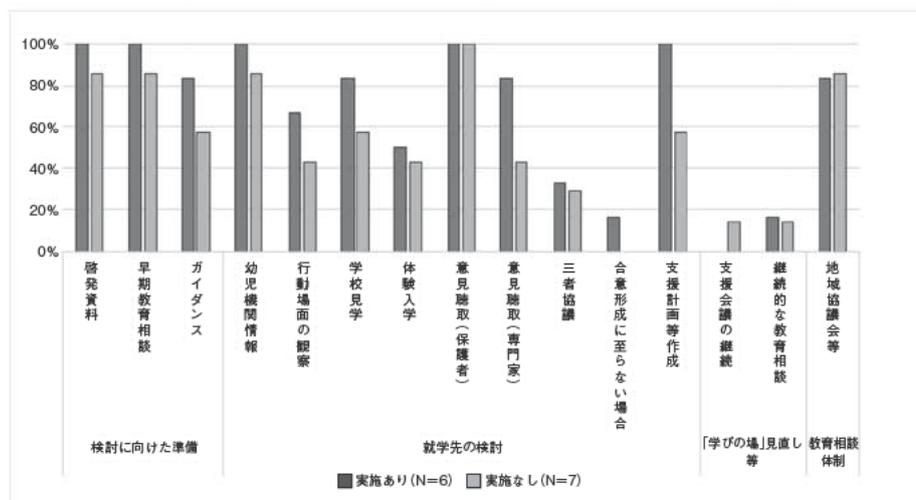


図5 実施あり群と実施なし群の就学先決定に関わる取り組みの実施率の比較

4. 考察

4. 1 支援教室の実施状況

本研究の対象としたモデル事業指定地域の教育委員会のうち、支援教室を設置していたのは、6カ所(42.6%)であり、半数程度の割合で実施されていた。この結果は、先行研究における支援教室の実施率(平澤ら, 2010; 笹森ら, 2010)^{5) 17)}よりもやや高い実施率であった。これは、モデル事業の実施内容の一つに「相談・指導教室の設置」が含まれていたことが影響していると考えられる。一方で、先進的に早期支援に取り組んできたモデル事業であっても支援教室の実施率は半数程度であることから、平澤(2011)のいうように、幼児への指導を行う支援教室に法的根拠のない現在では、設置・運営が難しい状況が考えられる⁴⁾。対象児の年齢段階については、年齢段階が上がるごとに対象とする教育委員会が増加しており、全ての教育委員会が年長児を対象としていた。さらに、年齢段階ごとの平均対象児数についても年長児が最も多い結果となった。これは、支援教室での指導に至った紹介元として幼児施設からの紹介が最も多かったことから、幼稚園等での集団生活を通して気づかれた発達障害児が指導に至っていることが考えられる。また、笹森ら(2010)は、特別支援学校幼稚部在籍者以外の乳幼児期の子供の支援において、年少児から年長児に上がるにつれて支援している子供の数が増えていたと報告している¹⁷⁾。そのため、本研究の結果から、支援教室についても同様の傾向がみられると考えられる。

4. 2 支援教室の実施有無と就学先決定プロセスに関わる取り組みとの関係

赤塚ら(2013)は、就学期の移行支援において相談・支援の体制整備が重要としている¹⁾。本研究で作成した就学先決定に向けた取り組みの大項目における平均実施率では、「検討に向けた準備」、「就学先の検討」で実施あり群が実施なし群よりも20%程度高い結果となった。一方、「学びの場」の柔軟な見直し等、「教育相談体制の整備」では、実施なし群の平均実施率が高い結果となった。しかし、それぞれの小項目で実施している教育委員会数を見ると、「学びの場」の柔軟な見直し等の項目では、実施している教育委員会が1カ所以下と少なく、「教育相談体制の整備」では、実施あり群、実施なし群ともに実施していない教育委員会は1カ所のみであるなど、大きな差は見られなかった。また、小項目では「保護者からの意見聴取」、「地域における協議会等の設置」、「個別の教

育支援計画等を通じた支援会議の継続」以外全ての項目で実施あり群が実施なし群よりも高い実施率を示していた。相談機能も有する支援教室(笹森ら, 2010)¹⁷⁾を設置する実施あり群の方が、多くの項目で実施率が高いことから赤塚ら(2013)¹⁾のいう就学期の移行支援での相談・支援の体制整備の重要性が伺える。また、河口(2015)は、小学校への移行支援における就学支援シートを用いた良好な移行事例に対して、早期から移行支援の意識付けができる環境を整えることが必要としている⁹⁾。教育委員会が実施している支援教室は、先行研究においても幼児期から学齢期への就学をスムーズにする働きがあると考えられている(金曾ら, 2006; 笹森ら, 2010; 高畑, 2017)^{8) 17) 18)}。本研究においても実施あり群は、「個別の教育支援計画等(引き継ぎ資料)の作成・共有」の実施率が高く、両群の差が最も大きい項目であった。これは、本研究で実施あり群は子供の情報を引き継ぎ・共有しやすいという予想と一致した。このことから、教育委員会が支援教室を実施している地域では、保護者に対して早期から就学を意識付けできる環境が整っており、個別の教育支援計画等の引き継ぎ資料も作成・共有しやすいことが考えられる。

一方で「合意形成に至らなかった場合の対応」、「個別の教育支援計画等を通じた支援会議の継続」、「継続的な教育相談を行う場の設置」の項目に関しては、両群とも実施している教育委員会は1カ所以下(20%以下)であり、支援教室の実施有無にかかわらず、多くの自治体であまり体制が整備されていないことが分かった。これらの項目は、合意形成や「学びの場」の見直しという新しい就学先決定の仕組みの中で新たに明記された内容である。文部科学省(2013)¹³⁾では、就学先決定プロセスにおいて合意形成や「学びの場」の見直しについて明確なモデルや方法までは言及しておらず、先行研究においてもそれらを検討した研究は見られない。したがって、就学時におけるこれらの取り組みについては必要事項や必要な体制についての指示や文言がなく、各自治体の教育委員会においても模索状態であり、本研究でも実施率が他の項目に比べ著しく低かったと考えられる。

4. 3 支援教室の実施有無と関係機関との連携の関係

1教育委員会あたりの連携機関数について、実施あり群は、1カ所を除いて5カ所の教育委員会が幼児施設、保健機関、福祉機関、医療機関全てとつながりをもっていた。本研究における支援教室での指導に至った紹介元として、保健センター、療育施設、幼児

施設からの紹介, 教育委員会以外の機関による巡回相談から指導につながっていた。そのため, 支援教室で指導していくにあたって各関係機関と関係を構築してきていることが考えられる。また, 支援教室を実施している全ての教育委員会が年長児を指導対象としており, 対象児数について回答のあった5カ所の支援教室における平均対象児数も年長児が最も多い結果となった。このことから, 幼児施設等の乳幼児期に障害幼児が関わる機関から支援教室へ, という支援開始までの流れができており, 笹森ら(2010)が指摘するような地域における支援システムの一員として機能していることが考えられる¹⁷⁾。一方で, 実施なし群は, 4機関全てとつながりをもつ教育委員会は2カ所であり, 4カ所の教育委員会はつながりのある機関が2機関以下であった。子吉(2010)は, 就学前機関である保健センターと学齢期への移行時に関わる教育委員会の双方で移行支援の体制を整備する中, 実際は就学を機に支援が途切れるとしている¹⁴⁾。本研究においても, 機関種別の連携状況をみると, 実施なし群では, 保健機関と連携している教育委員会数が最も少なかった。西尾ら(2009)は, 就学前後の機関での情報共有の機会に関して, 文章や話し合いによる情報共有の機会, 障害の程度をはじめとした幼児のニーズによらず, 就学直前の3月または4月に1回のみ行われるものがほとんどとしている¹⁵⁾。そのため, 支援教室のように就学期以前から子供の情報を引き継ぎ・共有する機能をもたない実施なし群では, 支援が分断している可能性があり, 連携機関数が少ない教育委員会が多かったと考えられる。

機関種別の連携有無についても, 実施あり群は, 医療機関とつながりをもたない教育委員会が1カ所あるものの, その他の教育委員会は全ての機関と連携していた。したがって, 平澤(2011)⁴⁾の指摘する関係機関をつなぐ役割が支援教室にはあることが考えられる。一方で, 実施なし群は, 全ての機関において連携率が実施あり群よりも低く, 特に, 保健機関及び医療機関と連携していた教育委員会は半数以下であった。子吉(2010)は, 就学前から学齢期への移行支援の実態を明らかにするため教育委員会と保健センターに質問紙調査を行っている¹⁴⁾。ここでは, 保健センターと教育委員会が連絡を取り合うことがほとんどない実態を明らかにしており, この要因として任命権者の異なる機関間の連携の困難さを挙げている(子吉, 2010)¹⁴⁾。これは, 本研究で実施なし群の多くが保健機関と連携していなかった結果と同様である。このことから, 実施なし群において特に, 任命権者が異なる保健

機関や医療機関とは連絡を取り合うことも少なく, 連携が困難な状況と考えられる。以上から, 実施あり群の方が多くの機関と連携が取れている状況が考えられた。この結果は, 本研究で予想した結果と一致していた。

5. まとめと今後の課題

本研究では, 就学先決定に向けた支援体制を検討するために, 全国的にみても先進的かつ同時期から障害幼児への早期支援に取り組んできていると考えられるモデル事業指定地域の教育委員会を対象として, 支援教室の実施有無と就学先決定に向けた取り組み及び関係機関との連携状況との関係を明らかにすることを目的とした。

就学先決定に向けた取り組みについて, 支援教室実施あり群は, 実施なし群よりも多くの項目で実施率が高い結果となった。これについて, 支援教室は幼児への支援に加えて, 相談機能も有することから, 赤塚ら(2013)¹⁾の指摘する移行支援における相談・支援体制整備の重要性が伺え, 支援教室もその重要な役割を担うことが示唆された。また, 「個別的教育支援計画等(引き継ぎ資料)の作成・共有」について, 実施あり群となし群の差が最も大きかった。早期からの相談・支援を実施しており, 保護者ともかかわりの深い実施あり群の方が個別的教育支援計画等の子供の情報を引き継ぐ資料を作成しやすい状況が考えられた。しかし, 支援教室の実施有無にかかわらず, 就学先決定に向けた取り組みのうち合意形成や「学びの場」の見直しに関する項目の実施率が著しく低いことが明らかとなった。今後は, 就学支援において必要な合意形成プロセスや「学びの場」の見直し方法について実践を重ね, 検討する必要があると考えられる。

関係機関との連携については, 支援教室を実施している教育委員会では, 早期発見・早期支援という流れが構築されており, 笹森ら(2010)¹⁷⁾のいう早期支援システムの一員として機能している状況が考えられた。また, 支援教室には平澤(2011)⁴⁾のいう関係機関をつなぐ役割があり, 就学前機関と教育機関が分断することなく任命権者の異なる保健機関や医療機関とも連携できていることが考えられた。しかし, 本研究では連携の内容までは踏み込むことができなかった。そのため今後は, 早期支援システムの中で関係機関とどのような連携をとることが必要かを明らかにする必要がある。

以上より, 教育委員会の実施する支援教室は, 就学

先決定に向けた体制の整備や関係機関との連携に有効に働くことが示唆された。しかし、平澤 (2011) も指摘するように、法的根拠のない支援教室を、自治体の範疇で充実させるのは難しい⁴⁾。これは、本研究において先進的に早期からの支援に取り組んできたと考えられるモデル事業地域であっても支援教室を実施していたのは半数程度だったことから設置・運営の難しさが考えられる。一方で、障害幼児への早期からの相談・支援は教育機関以外でも実施されており、それを活用したさまざまな早期支援システムが報告されている (宮田, 2015; 税田, 2012)^{11) 16)}。このように地域の実態に応じたさまざまなシステムがあることに対して、井上ら (2013) は、地域の実態に合った総合的な早期支援モデルの検討を行う必要があるとしている⁶⁾。本研究では、支援教室を対象として就学先決定に向けた取り組みや関係機関との連携を見てきたが、障害幼児の就学先決定に向けた支援体制に必要なのは、支援教室という場のみではなく、支援教室のように子供の情報を引き継ぎ・共有する機能や関係機関と連携するための機能であると考えられる。そのため、今後は、教育機関に限定せずに子供の情報を引き継ぎ・共有する機能や関係機関と連携するための機能に焦点を当て、子供や保護者への就学を見据えた支援体制の在り方を検討していきたい。

謝 辞

今回の調査にご協力くださった「発達障害早期総合支援モデル事業」指定地域の教育委員会の皆様に深く感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 赤塚正一・大石幸二：就学期の移行支援体制づくりに関する実践的研究—地域における特別支援学校のコーディネーターの役割と課題—。特殊教育学研究, 51 (2), pp.135-145, 2013.
- 2) 渥美義賢・笹森洋樹・後上鐵夫：発達障害支援グランドデザイナー—早期からの支援を中心に—。国立特別支援教育総合研究所紀要, 37, pp.47-70, 2010.
- 3) 中央教育審議会初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告), 2012.
- 4) 平澤紀子：発達障害のある幼児に対して求められる教育条件の整備—幼稚園等における発達障害のある幼児に対する支援教室の研究から—。発達障害研究, 33 (2), pp.188-194, 2011.
- 5) 平澤紀子・神野幸雄・石塚謙二・大井修三・池谷尚剛・坂本裕・藤原義弘・花熊暁・小枝達也・藤井茂樹：幼稚園等における発達障害のある幼児に対する支援教室に関する研究—全国市区町村教育委員会への質問紙調査の検討から—。発達障害研究, 32 (3), pp.278-284, 2010.
- 6) 井上和久・井澤信三・後上鐵夫：特別支援学校、保健・福祉機関が連携した乳幼児期から就学前の子どもの支援システム構築の取組。LD研究, 22 (3), pp.279-290, 2013.
- 7) 石塚謙二：障害のある幼児に対する教育行政の取り組み。発達障害研究, 33 (2), pp.134-140, 2011.
- 8) 金曾奈緒美・久保山茂樹：乳幼児期からの一貫した教育支援体制づくりに対する「ことばの教室」の役割—地域支援と校内支援をつなぐ「ことばの教室」担当者の実践から—。国立特殊教育総合研究所教育相談年報, 27, pp.1-7, 2006.
- 9) 河口麻希：「就学支援シート」を用いた特別なニーズのある幼児の移行支援—移行の時期に着目して—。保育学研究, 53 (2), pp.64-74, 2015.
- 10) 小林倫代・久保山茂樹：地域における早期からの教育相談の場としての「ことばの教室」の役割。国立特殊教育研究所研究紀要, 28, pp.11-21, 2001.
- 11) 宮田広善：姫路市における児童発達支援センターと教育機関との連携。LD研究, 24 (4), pp.463-473, 2015.
- 12) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：発達障害早期総合支援モデル事業実施要綱, 2008.
- 13) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：教育支援資料—障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実—, 2013.
- 14) 子吉知恵美：就学前の発達障害児の支援体制について—継続支援のための一考察—。石川看護雑誌, 7, pp.45-57, 2010.
- 15) 西尾幸代・大崎忠久・船谷友代：特別な支援を要する移行期段階の子どもたちを支える連携の在り方—就学・進学先の新担任から見た情報伝達に関する実態調査から—。福井大学教育実践研究, 34, pp.127-138, 2009.
- 16) 税田慶昭：未就学児の発達支援。臨床心理学, 12 (5), pp.634-640, 2012.
- 17) 笹森洋樹・後上鐵夫・久保山茂樹・小林倫代・廣瀬由美子・澤田真弓・藤井茂樹：発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題。国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 37, pp.3-15, 2010.
- 18) 高畑英樹：神戸市における通級指導教室を活用した就学前特別支援教育の実践。LD研究, 26 (2), pp.54-56, 2017.

- 19) 竹之内章代・三浦剛: 地域における他機関が連携した就学支援の実際, 発達障害研究, 38 (3), 2016.
- 20) 丹野哲也: インクルーシブ教育市システム構築を指向し

た学校教育法施行令の改正と就学に係る教育支援, 発達障害研究, 38 (3), pp.240-247, 2016.

障害幼児の就学先決定に向けた支援体制に関する研究

—— 教育委員会の運営する支援教室との関係から ——

The Support System for Selection of School to Children with Disabilities:

Relationship with Support Classroom which Established the Board of Education

佐藤 麗奈*¹・今枝 史雄*²・菅野 敦*³

Rena SATO, Fumio IMAEDA and Atsushi KANNO

教育実践研究支援センター

Abstract

This study clarified characteristics of the support system for selection of school to children with disabilities and the actual condition of cooperation with institutions involving children with disabilities based on the presence or absence of establishment support classroom for children with disabilities through the investigation of the board of education in area “Total support model project of developmental disability at an early stage”.

As the results, it was suggested that the board of education which established support classroom for children with disabilities was equipped the support system for selection of school and cooperated with institutions involving children with disabilities. Regarding the support system for selection of school, the board of education which established support classroom had environment what parents could be conscious of enrollment from an early stage, and they had easy to share materials for taking over children's information.

And, the support classroom built cooperate system with institutions involving children with disabilities to start instructions. So, we thought that the support classroom played a role in the early intervention systems in regional. But it is thought difficult to enrich the support classroom as the present situation without legal basis.

In the future, it will need to consider support system for selection of school by focusing on the functions to share information of children supported and to cooperate with related agencies.

Keywords: children with disabilities, selection of school, support class room, early intervention

Center for the Research and Support of Educational Practice, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 本研究では、障害幼児の就学先決定に向けた支援体制を検討するために、全国的にみても先進的かつ同時期から障害幼児への早期支援に取り組んできていると考えられるモデル事業指定地域の教育委員会を対象として、支援教室の実施有無と就学先決定に向けた取り組み及び関係機関との連携状況との関係を明らかにす

*1 Graduate School of Education Tokyo Gakugei University

*2 Doctoral Course The United Graduate School of Education Tokyo Gakugei University

*3 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

ることを目的とした。結果、支援教室を実施している教育委員会の方が、就学先決定に向けた体制が整っており、多くの関係機関と連携していることが示唆された。就学先決定に向けた体制では、保護者に対して早期から就学を意識付けできる環境が整えられ、個別の教育支援計画等の引き継ぎ資料の作成・共有がしやすい状況であった。また、関係機関との連携において、支援教室は地域における早期支援システムの一員として機能しており、指導を行うために多くの機関と関係を構築していることが分かった。今後の課題として、法的根拠のない支援教室を充実させることは難しいと考えられるため、支援教室のもつ子供の情報を引き継ぎ・共有する機能や関係機関と連携する機能に焦点を当てて就学を見据えた支援体制を検討していく必要があると考えられた。

キーワード: 障害幼児, 就学先決定, 支援教室, 早期支援